

# 年金 納付が困難な方へ

## 平成25年7月以降の免除・若年者納付猶予の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(月)から、平成25年7月～26年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した場合と比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

免除申請は本人、配偶者および世帯主の平成24年中の所得により、日本年金機構が審査します。

若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、本人と配偶者

# 後期高齢者医療制度 自己負担1割・3割決定

## 申請により自己負担割合を1割にできる場合

後期高齢者医療制度では、平成25年度の住民税課税所得に応じて、8月1日(木)からの医療費の自己負担割合(1割または3割)を決めています。

負担割合が変更となる方には、7月中に新しい被保険者証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お手元の被保険者証を引き続きお使いください。

自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の被保険者数の増減等により、有効期間内であっても変更となる場合があります。

りますので、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の書類を、離職日がわかるようにコピーしてご用意ください。

受付は区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)、各出張所で行っています。年金手帳、年金保険料納付書など、基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。

### 申請できる国民年金保険料免除

申請年度	申請日	審査対象期間	審査対象となる所得の期間
平成24年度分	7/31(水)まで	平成24年7月～平成25年6月分の年金保険料	平成23年1月～平成24年12月(平成24年度課税(非課税)証明書の内容)
平成25年度分	7/1(月)～平成26年7/31(木)	平成25年7月～平成26年6月分の年金保険料	平成24年1月～平成25年12月(平成25年度課税(非課税)証明書の内容)

※7月中に限り平成24・25年度の2年分申請可

# 高校・大学進学を支援

## 学習塾受講料等を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

○土地・建物を所有していない

○預貯金等資産の保有額が600万円以下であること

○世帯の生計の中心者

○収入が一定基準以下であること(下表参照)

○貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

# 障害者の緊急一時保護施設 リバーハウス東砂

## 葬儀・入院など緊急時に利用できる区分を新たに設定

緊急一時保護施設「リバーハウス東砂」は、主たる介護者等の緊急または一時的な理由によって、介護を要する障害者の方が家庭での介護を受けることが困難になった時に、利用するための施設です。このたび新たに「特別緊急一時保護」を設定し、ご要望の多かった緊急の事由による利用ができるようになりました。申し込みの際には、事前に部屋の空き状況の確認をお願いします。利用にあたっては条件があります。また、証明書類等が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

○東砂福祉園内(東砂3-30-16) 入居者身体障害者手帳1級の方○愛の手帳1～4度の方○脳性まひ、進行性筋萎縮症の方利用区分・申込可能期間・利用日数(下表のとおり)

○無料食事(実費負担あり)

利用区分	申込可能期間	利用日数
特別緊急一時保護	利用日の5日前～前日	1回につき2泊3日または6泊7日まで(事由により異なる)
緊急一時保護	利用日の3か月前～前日	・1回につき6泊7日まで ・レスパイト(※1)は、年度内10日まで(最長利用は7日) ・体験入所(※2)は、1泊2日(1回限り)
緊急一時保護(医療的ケア利用)	利用日の3か月前～4日前の正午(土・日、祝日、年末年始、東砂福祉園休業日を除く)	1回につき2泊3日まで

※1 介護者が旅行や休養をする場合  
※2 今後に備え、慣れるために利用する場合

本格的な夏の到来とともに、プールを利用する機会が増えてきます。感染症や事故を防ぐために、ルールやマナーを守って利用しましょう。

保健所では安心してプールを利用していただくために、施設の安全、衛生管理について定期的に監視指導を行っています。

「プールに入る前は」

- かぜや下痢気味などで体調が悪いときはプールの利用は控えましょう。
- トイレを済ませ、シャワーで全身を洗い、タオルを準備運動も忘れずに。

「プールでは」

- 監視員の指示に従い、排水口や循環水の吸込口付近では遊ばないようにしましょう。
- 鼻をかんだり、つばを吐いたりするのはやめましょう。
- 決められた場所以外での飲食はやめましょう。
- プールを出たあとは
- 目を洗い、うがいをして、シャワーで全身を十分に洗いましょ。
- 衛生上の観点からタオルの貸し借りは控えましょう。

生活衛生課環境衛生係  
☎(3647)5862

# プールは楽しく快適に

## ルールやマナーを守ってご利用を

収入の目安

扶養人数	総収入(年間)
0人	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下
4人	440万円以下
5人	500万円以下

※収入から家賃(一定額)を控除できます。詳細は窓口へご相談ください。

○学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)

○受験料・高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は27,400円(1回当たり上限23,000円・4回分まで) 高校3年生等は105,000円(1回当たり上限35,000円・3回分まで)

○返済の免除(ご自身が高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります)

○受付時間 平日午前9時～正午、午後1時～5時

○受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階区民ホール)  
☎(3647)9660